

老介発0627第1号
平成23年6月27日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課課長



「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する
利用料の免除等の運用について」の一部改正について

東日本大震災により被災された介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用については、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日老介発0516第1号。以下「課長通知」という。）で示したところである。

今般、平成23年6月16日に、原子力災害対策本部が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」を定め、そこに居住する住民の方に対する注意喚起、避難の支援や促進を行う方針を示したことを踏まえ、介護保険関係の特例措置についても適用となるよう、別添のとおり改正するので、管内市町村（特別区を含む）のほか、被保険者、介護サービス事業者、関係団体等関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段の御配意をお願いする。

	改正後（新）	改正前（旧）
第1 利用料の免除の取扱いについて		第1 利用料の免除の取扱いについて
1 利用料免除の対象者について		1 利用料免除の対象者について
(1)		(1)
①～⑦ (略)		①～⑦ (略)
⑧ 特定避難勧奨地点（原子力災害特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。)に居住しているため、避難を行っている者		(2) 次のような者は、(1) ①から⑦までに掲げる被保険者に準じて利用料免除の対象者として差し支えない。なお、認定に当たり市町村は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するようお願いする。
(2) 次のような者は、(1) ①から⑦までに掲げる被保険者に準じて利用料免除の対象者として差し支えない。なお、認定に当たり市町村は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するようお願いする。		(2) 次のような者は、(1) ①から⑦までに掲げる被保険者に準じて利用料免除の対象者として差し支えない。なお、認定に当たり市町村は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するようお願いする。
① (略)		① (略)
② 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示があつた日、同法		② 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示があつた日又は同

<p>第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示があつた日又は<u>特定避難勧奨地點として特定した旨の通知があつた日</u>以降に、新たに結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなつた者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示があつた日以降に、新たに結婚その他のこれに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなつた者</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 利用料免除の適用期間について</p> <p>(1) 1 の利用料免除は、平成 23 年 3 月 11 日 (1 (1)) ⑥又は⑦に該当する被保険者については、指示があつた日、⑧に該当する被保険者については、<u>特定避難勧奨地點として、特定した旨の通知があつた日から</u>、1 (2) ①又は②に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなつた日) か、<u>局長通知第三の一の①に定めるとおり、平成 24 年 2 月 29 日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に 1 に規定する利用料免除の対象者</u>(以下「免除対象被保険者」という。) が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、1 (1) ③に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた介護サービスについて、1 (1) ⑥若しくは⑦又は (2) ②に該当する</p> <p>2 利用料免除の適用期間について</p> <p>(1) 1 の利用料免除は、平成 23 年 3 月 11 日 (1 (1)) ⑥又は⑦に該当する被保険者については、指示があつた日、1 (2) ①又は②に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなつた日) から、<u>局長通知第三の一の①に定めるとおり、平成 24 年 2 月 29 日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に 1 に規定する利用料免除の対象者</u>(以下「免除対象被保険者」という。) が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、1 (1) ③に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた介護サービスについて、1 (1) ⑥若しくは⑦又は (2) ②に該当する</p>	

<p>となるまでの間に受けた介護サービスについて、 (1) ⑥、⑦若しくは⑧又は(2) ②に該当する被 保険者であって同日までの間ににおいて当該指示又 <u>は特定が解除されたものについては、別途定める日</u> <u>までの間に受けた介護サービスについて、それぞれ</u> <u>適用するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>被保険者であって同日までの間ににおいて当該指示 <u>が解除されたものについては、別途定める日までの</u> <u>間に受けた介護サービスについて、それぞれ適用す</u> <u>るものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>3 免除証明書について</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 1 (1) ⑧に該当するものについては、市町村が <u>避難した世帯に対して被災証明書を発行する際に</u> <u>併せて免除証明書の交付が可能となるよう、関係部</u> <u>署と十分連携を図ること。</u></p>	<p>3 免除証明書について</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 利用料免除の申請手続きについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策</u> <u>本部の長の特定の対象となつている場合</u> <u>原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地</u></p>	<p>4 利用料免除の申請手続きについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p>

点として特定した住居に居住しているため、避難を行っていることが確認できるもの		(3) ~ (5) (略)	(3) ~ (5) (略)
5	(略)	5 (略)	5 (略)
第2	食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて	第2 食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて	第2 食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて
1	(略)	1 (略)	1 (略)
2	食費及び居住費等に関する補助の適用期間について	2 食費及び居住費等に関する補助の適用期間について	(1) 1 の食費及び居住費等に関する補助は、平成 23 年 3 月 11 日(第 1 の 1 (1) ⑥又は⑦に該当する被保険者については指示があつた日、⑧に該当する被保険者については、特定避難勧奨地点として、特定した旨の通知があつた日、第 1 の 1 (2) ①又は②に該当する被保険者については、免除を受ける世帯に属することとなった日)から、局長通知第三の一の 2①、3①及び 4①に定めるところどおり、平成 24 年 2 月 29 日までの間において厚生労働大臣が定めた日までの間に、免除対象被保険者が受けた特定介護サービス、特定介護予防サービス又は旧措置入所者に係る指定介護福祉施設サービスについて適用する。

(2) (略)	(2) (略)	3 認定証について (1) (略) (2) その他の取扱いについては、第1の3 (2) から <u>(7)</u> までに定める取扱いに準じる。	3 認定証について (1) (略) (2) その他の取扱いについては、第1の3 (2) から <u>(6)</u> までに定める取扱いに準じる。
4～6 (略)	4～6 (略)	第3 利用料の免除等に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災における利用料の免除並びに食費及び居住費等の補助に係る保険者の対応については、第一次補正予算に計上された介護保険災害臨時特例補助金により国庫補助を行うこととし、交付要綱は別途通知する。	第3 利用料の免除等に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災における利用料の免除並びに食費及び居住費等の補助に係る保険者の対応については、第一次補正予算に計上された介護保険特別対策費補助金により国庫補助を行うこととし、交付要綱は別途通知する。
第4 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災による被害を受けたことにより保険料を減免された被保険者の減免額については、第一次補正予算に計上された介護保険災害臨時特例補助金により	第4 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災による被害を受けたことにより保険料を減免された被保険者の減免額については、第一次補正予算に計上された介護保険特別対策費補助金により	第4 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災による被害を受けたことは、第一次補正予算に計上された介護保険特別対策費補助金により	第4 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について 東日本大震災による被害を受けたことは、第一次補正予算に計上された介護保険特別対策費補助金により

国庫補助を行うこととし、国庫補助の算定に当たっての基準は別途通知する。	国庫補助をこととし、国庫補助の算定に当たっての基準は別途通知する。
-------------------------------------	-----------------------------------